

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則 183 条に定める書面)

2021 年 2 月 22 日

株式会社ハピネット

2021年2月22日

東京都台東区駒形二丁目4番5号
株式会社ハピネット
代表取締役社長 榎本 誠一

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則183条に定める書面)

当社は、株式会社ハピネットファントム・スタジオ（本店所在地：東京都駒形二丁目4番5号。以下、「承継会社」といいます。）との間で2021年2月9日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社の営む映像メーカー部門が有する権利義務の一部を承継する吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うことといたしました。

本会社分割に関する事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項

2021年2月9日付で当社と承継会社が締結した吸収分割契約書は、別添1のとおりです。

2. 本会社分割の対価の相当性に関する事項

本会社分割は完全親子会社間で行うため、本会社分割に際して、株式の割り当てその他の対価の交付は行いません。

また、本会社分割による当社の資本金の額の増減はありません。

3. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、2021年1月20日に成立した会社であり、確定した事業年度はありません。
会社成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

貸借対照表

(2021年1月20日現在)

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	純資産合計	10,000,000

4. 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2020年3月31日時点での貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ金[50,202]百万円及び金[17,392]百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本会社分割により、当社が承継会社に承継する資産の額は[1,082]百万円(暫定額)、負債の額は[587]百万円(暫定額)となる見込みです。

また、本会社分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本会社分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑み、当社の負担する債務については、本会社分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

5. 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社は2021年1月20日に成立した会社であり、貸借対照表は上記3.のとおりです。その後、資産及び負債の額に重大な変動は生じておりません。

本会社分割により、当社が承継会社に承継する資産の額は[1,082]百万円(暫定額)、負債の額は[587]百万円(暫定額)となる見込みです。

また、本会社分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本会社分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

なお、本会社分割により当社から承継会社に承継する債務については、当社が重疊的に債務を引き受けます。

よって、承継会社の負担する債務については、本会社分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上



吸収分割契約書

株式会社ハピネット（以下「甲」という。）と株式会社ハピネットファントム・スタジオ（以下「乙」という。）は、甲が映像メーカー部門（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）の一部を、効力発生日（第 5 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：株式会社ハピネット

住 所：東京都台東区駒形 2 丁目 4 番 5 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：株式会社ハピネットファントム・スタジオ

住 所：東京都台東区駒形 2 丁目 4 番 5 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙 1 のとおりとし、別紙 1 に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重疊的債務引受の方法による。

第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、本権利義務の対価を支払わない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

甲は会社法第784条第2項の定めに従い、乙は会社法第796条第1項の定めに従い、同法第783条第1項及び同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。

第8条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙に対して、本件吸収分割に関連して会社法21条に定める義務を負担しないものとする。

第10条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第11条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第12条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第8条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力

を失う。

第 13 条（合意管轄）

1. 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する

第 14 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2021年2月9日

甲：東京都台東区駒形2丁目4番5号
株式会社ハピネット
代表取締役社長 榎本 誠



乙：東京都台東区駒形2丁目4番5号
株式会社ハピネットファントム・スタジオ
代表取締役社長 小西 啓介



別紙1 承継権利義務明細書

甲は、2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

- ① 承継事業に属する前渡金、前払費用、立替金

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
なし
- ② 無形固定資産
ソフトウェア
- ③ 投資その他の資産
繰延税金資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

承継対象事業に属する未払金引当

(2) 固定負債

なし

3. 承継するその他の権利義務等

承継対象事業に係る契約及びこれに基づく権利義務

以上

